

事務連絡  
令和6年4月18日

各都道府県アルコール健康障害対策担当部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課アルコール健康障害対策推進室

「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン リーフレット」の作成について

平素よりアルコール健康障害対策の推進に御理解、御協力をいただき、御礼申し上げます。

先般、「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」を作成し、本年2月19日付けの事務連絡において、各都道府県アルコール健康障害対策部（局）宛にお知らせしたところです。

今般、別添のとおり「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン リーフレット」を作成しましたので、各都道府県におかれましては、管内におけるアルコール健康障害の発生防止のための広報・啓発資料として御活用いただきますようお願い申し上げます。

また、本事務連絡については、貴管下の市区町村（政令指定都市を含む。）にも周知いただきますようお願いいたします。

（参考）健康に配慮した飲酒に関するガイドラインに関する厚生労働省 HP

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_38541.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38541.html)

**【担当】**

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

企画課アルコール健康障害対策推進室 秋山、五味渚

電話：03-5253-1111(内線:3065、3100)